

令和2年6月

定例委員総会 議事録

令和2年6月10日（水）

宗像市農業委員会

令和2年6月 宗像市農業委員会 定例委員総会

招集年月日	令和2年6月10日				
招集の場所	宗像市役所本館 第201会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和2年6月10日 午後4時00分	会 長	山口 義嗣	
	閉会	令和2年6月10日 午後4時50分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席14人 欠席10人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	山口 義嗣	○	13	樋口 芳明	×
2	欠 員		14	白木 晋平	○
3	栗野 通孝	○	15	花田 長文	×
4	薄 幸一	×	16	時安 剛	×
5	松井 徳一郎	○	17	草野 一幸	○
6	梶原 富子	○	18	高橋 守	×
7	山下 敦	×	19	中野 信己	○
8	花田 安輝	○	20	福崎 隆裕	×
9	山下 堅	○	21	福嶋 仁士	○
10	本田 辰幸	○	22	山下 重實	○
11	吉田 晉一	○	23	的場 英敏	×
12	吉武 順子	○	24	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	なし			
	退場	なし			
議事録署名人	8番	花田 安輝	9番	山田 堅	

## 令和2年6月定例委員総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

受付NO3 承認

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

第3号議案 あっせんの申出について

受付NO1 承認

第4号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO1 承認

第5号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

受付NO1 承認

### 報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出について

○議長

令和2年6月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は14名です。よって、令和2年6月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

議案説明に入る前に、前回の5月定例総会の第2号議案、農地法第3条許可申請、受付NO1の譲受人●●●さん、譲渡人●●●●さんの案件について、審議保留となっていました。令和2年5月18日付けで、農地法第3条許可申請書の取下げ願が提出されたので、同日付けで受理していますので報告いたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんになります。今年6月9日に農地の利用権設定の契約が期限をむかえるにあたり、今回、対象となる農地が市街化区域内の田となるため、農地法第3条での賃貸借の許可申請となっています。譲渡人は●●●●さんで、経営状況は自作地●●●●㎡、貸付地は今回申請農地を含め●●●●㎡となっています。譲受地については、水稲・大豆の栽培になります。地元の水利組合長の承諾も得ておりますので、今回の農地法第3条許可は妥当と判断しております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長

ただいま、受付NO1の譲受人・譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんと譲渡人の●●●●さんは、親子関係になります。今回の申請の3筆は、●●さんと父・●●さんと間で利用権が設定されている農地で、父の●●さんから後継者である●●さんへ贈与されます。今回贈与される農地については、果樹の栽培を計画されています。地元の水利組合長の承諾もありますので、今回の農地法第3条許可は妥当と判断いたしております。以上簡単ですが、説明を終わります。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人・譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号3の譲受人と譲渡人について説明します。譲渡人の●●●●●さんは、お父さんが30年程前に●●のみかん園と宅地を購入されていて、10年程前にお父さんが亡く



○委員

農地法第5条許可申請に係る譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんは、金融機関に勤務しながら約1.5ヘクタールの農地を耕作されています。自宅敷地内に古い納屋はありますが、農業機械も複数所有し、機械が大きく入らなくなって困っている状況でした。このような中で、自宅に隣接する農地を売ってもよいとの話があり、農業機械の保管場所の解消ができるということで、今回の農業用倉庫建築の申請に至っています。譲渡人の●●●●●さんは、宇美町在住で、農地を管理していくことが難しいということで、お互いの話がまとまっています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地区分は第1種農地に該当し、原則農地転用はできませんが、農業用倉庫の建築は地域の農業の振興に資する施設に該当しますので、今回の農地法第5条の許可申請は、特に問題なしと判断しています。簡単ですが、担当地区の説明を終わります。ご審議、よろしくお願ひします。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から、現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

今回の現地調査の結果を報告いたします。本日、第2号議案の受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いました。申請地は、●●●●●番、●●●●●番●の2筆、地目はいずれも畑、面積の合計は●●●m<sup>2</sup>になります。転用目的は、農業用倉庫の建築になります。造成につきましては、敷地を敷きならす程度になります。周辺への被害対策は、排水計画は雨水については、道路側に勾配をつけ、道路側溝へ排水される計画です。取水はないため、汚水や生活雑排水については、発生しません。日照、通風の問題は、隣接する農地がないため、特に問題ないと考えています。また、騒音につきましても、影響ないと考えています。

よって、今回の農地法第5条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えます。また、農地区分は第1種農地に該当しており、原則農地転用はできませんが、農業用倉庫の建築は不許可の例外が適用されますので、農地転用は、特に問題ないと判断しています。

以上簡単ではございますが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO1についての説明と担当地区委員、現地調査D班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。第3号議案には1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

受付NO1のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

次に、第4号議案、農用地利用集積計画（所有権移転）について議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第4号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO1について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和2年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第5号議案、令和2年度農用地利用集積計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、令和2年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第5号議案、令和2年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は1件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和2年6月定例委員総会は閉会いたします。